

那覇市上下水道局指名競争入札心得

(趣旨)

第1条 那覇市上下水道局（以下「局」という。）において行う指名競争入札の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。  
(入札保証金)

第2条 指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、見積る契約金額の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額）の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(入札)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載の上記名押印し、所定の入札箱に投入しなければならない。（電子入札システムによる入札の場合は、那覇市電子入札運用基準（以下、「電子入札運用基準」という。）による）

3 紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札業者」という。）は、「紙入札参加承認願」を提出し、発注者から紙入札による入札参加の承認を受けなければならない。（紙入札の指定がある案件を除く。）

4 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

6 入札参加者は、局から工事費等内訳書の提出の請求があった場合には、入札書に添付してこれを提出しなければならない。

7 郵便による入札は認めない。ただし、管理者が特別に認める入札においては、この限りでない。

(代理人による入札)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、所定の委任状を持参させなければならない。

2 代理人は、委任状に必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印の上提出するものとする。

(入札秩序の維持)

第5条 管理者は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(提出した入札書等の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者は、提出した後の入札書等を書換え、引換え又は撤回をする

ことができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者の入札
- (2) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
- (3) 入札書を紙により提出する場合は、金額又は¥記号の記載がない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認め印可）（電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による。）局又は那覇市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書等
- (7) 日付を欠く入札書、又は入札の年月日と合わない入札書
- (8) 入札案件が工事又は委託の場合、工事費等内訳書が同封又は添付されていない入札書
- (9) 同一の入札について、2通以上による入札
- (10) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (11) 工事費等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (12) 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
- (13) 予定価格を事前に公表した入札において、その予定価格を超えてした入札
- (14) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (15) その他入札に関する条件に違反したもの

(再度入札)

第8条 再度入札の回数は2回以内とする。ただし、予定価格を事前に公表した入札は再度入札を行わない。

- 2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、その前回の入札において最低制限価格に満たない価格で入札した者を除く。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とすることがある。

- 2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- 3 落札者が決定したときは、その旨を文書又は口頭で落札者へ通知する。（電

子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による)  
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるとは、直ちに、当該入札した者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による)

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(落札後の手続き)

第11条 落札者は、第9条第3項の通知を受けた日から7日以内又は管理者が認める期日内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(入札保証金の没収)

第12条 落札者が落札の通知を受けた日から前条に定める期日内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失い、入札保証金は本局に帰属する。

(公正な入札の確保)

第13条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第14条 管理者は、入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等のおそれがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 次条第1項の規定により入札に参加しようとする者が一人となった場合又は第7条の規定により有効の入札者が一人になった場合は、当該入札を取りやめることがある。

(入札の辞退)

第15条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

(1) 入札執行の前には、入札辞退届を契約主管課に持参しなければならない(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による)。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による)。

3 入札辞退届を提出した者は、これを理由として以後の指名等について不利

益な取り扱いを受けない。

(異議の申立)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。